

田原市文化ホール事業支援要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、田原市教育委員会（以下「教育委員会」という）が文化の振興及び普及を図るために、田原市で活動する営利を目的としない団体が、田原市内文化ホールで行う自主的かつ自発的な文化事業の支援内容等について必要な事項を定めるものとする。

(支援)

第2条 教育委員会の支援内容は、教育委員会が委託する事業と同等程度とし、次のとおりとする。

- (1) 文化会館施設使用料及び附属設備使用料の免除
- (2) 舞台管理委託料の免除
- (3) 各文化会館でのチケット販売
- (4) 広報活動の援助
- (5) 事業費の補助（田原市社会教育活動事業補助金交付要綱により1事業25万円以内）
- (6) その他必要と認める事項

(支援の対象)

第3条 支援の対象は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。なお、団体の発表会に類する事業は除く。

- (1) 事業を行う団体の代表者が市内に在住又は在勤する者であること。
- (2) 3人以上の団体であること。
- (3) 宗教的又は政治的な宣伝意図を有しないこと。
- (4) 一般市民を対象とし、500円以上の入場料を徴収する事業であること。
- (5) 200人以上の入場者を確保する見込みがあること。
- (6) その他この要綱の目的に沿った事業であること。

(支援の申請)

第4条 支援を受けようとする団体は、文化ホール事業支援申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業開催日の3月前までに教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 団体員名簿(様式第4号)

(支援の決定)

第5条 教育委員会は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、文化ホール事業支援決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(実績報告)

第6条 支援の決定を受けた団体は、事業が終了したときは、速やかに、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(様式第6号)
- (2) 収支決算書(様式第7号)

(損害賠償)

第7条 偽りその他不正な手段により支援を受けた団体は、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めのない事項は、教育委員会がその都度決定する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。